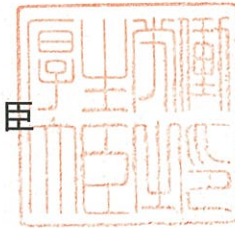


厚生労働省発健0127第5号  
平成29年1月27日公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク  
理事長 門田 守人 殿

厚生労働大臣



## 指 示 書

今般の心臓のあっせん誤りについて、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第15条、第16条の規定に基づき、貴法人の業務に関し下記のとおり報告の徴収を行うとともに、指示を行う。

## 記

1. 臓器を使用した移植術を受ける者の選択を公平かつ適正に行うため、平成28年10月から稼働しているEVASシステムの利用を中止し、平成29年1月27日以降に行う全ての臓器のあっせんについては、貴法人職員による十分な体制の下、臓器ごとに定める「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号厚生省保健医療局長通知）別添2に基づく優先順位付けの作業と確認を行った上で、実施すること。
2. 前記1の作業と確認について、あっせんを行う前に、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室へ報告すること。
3. 貴法人がEVASシステムの利用を開始した410例目から429例目までについて、心臓以外の臓器のあっせんについて、公平かつ適切であったか直ちに検証し、その結果を2月3日までに同移植医療対策推進室へ報告すること。
4. 今般のあっせん誤りの原因について、貴法人において第三者による調査チームを設置し、検証すること。第三者には、システムプログラムに専門的知見を有する者の参集を求めること。
5. 前記4の検証結果について、2月末日を目途として、同移植医療対策推進室へ報告するとともに、EVASシステムを可能な限り早期に、適切に改修すること。この改修を行い、同システムが「レシピエント選択基準」に適合していることの確認が得られるまでの間は、上記1、2によりあっせん業務を行うこと。